

## 2015年度B日程入試 憲法

### 【出題の趣旨】

名誉毀損的表現がなされようとするとき、裁判所はそれを事前に差止めることはできるか、もしできるとすればそのためにはどのような要件が必要かを問う基本問題である。

設問では、まず憲法21条2項が禁止する検閲との関連を問う。

次いで、裁判所はそれを事前に差止めるにはどのような判断の枠組みと要件が必要かを問うている。

裁判所による表現の事前に差止めが検閲に該当するとする場合にはその例外が、また、最高裁判例（最大判1986(S61).6.11「北方ジャーナル」事件）のように該当しないとする場合には21条2項と1項との関係を明らかにして、それぞれその要件等を論じることが求められている。

### 【採点講評】

・上記の最高裁「北方ジャーナル」事件判決（最大判1986(S61).6.11）（百選72）の明快な論理の枠組みを問うだけの問題であったが、この基本判例の理解が不十分な解答が目立った。憲法の基本判例についての勉強の不足が原因であろう。

・受験生には、学部段階で憲法の基本について最低限の勉強を行ってから受験することが望まれる。